

東京都環境基本計画

概要版



 東京都

平成28(2016)年3月

Sustainable & TOKYO

世界一の環境先進都市を実現する

我々人類は、産業革命以降、多くの国で経済成長を目標に掲げ、物質的・経済的豊かさを追求してきました。その結果、世界は今、温暖化に伴う異常気象をはじめ、大気・水の汚染や廃棄物の問題など、環境面で大きなリスクに直面しています。こうした環境問題の解決を図り、持続的に発展・成長する世界を目指すには、世界人口の半数以上が集中すると言われる、都市が大きな役割を果たす必要があります。とりわけ北欧一国に相当するエネルギーを消費する大都市・東京には、国や世界を先導する取組を推進し、多様化する環境課題に道筋をつけていく責任があります。



都は、高度経済成長の時代から、大気や水の汚染など公害問題に取り組んできました。近年では、国に先駆けて実施したディーゼル車規制などが効果を上げ、東京の大気環境は劇的に改善しています。気候変動対策として2010年に導入した都市型キャップ・アンド・トレード制度は、東京の省エネルギーを大きく前進させています。さらには、世界的にも注目が高まっている水素エネルギーの普及拡大に全力を挙げております。都市として成熟する過程で、物質的豊かさだけでなく真の豊かさを目指し、こうした政策を更に進めてまいります。

昨年末には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組「パリ協定」が採択されました。今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロとする目標の達成を目指し、世界の動きは活発化しつつあります。東京は、海外諸都市のモデルともなる取組を一層加速させ、世界をリードしていく決意であります。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、東京で暮らし、働き、そして、訪れる誰もが快適に過ごすことのできる質の高い都市空間を創出し、将来にわたって存続・発展する「世界一の環境先進都市・東京」を目指します。

新たに策定した「東京都環境基本計画」では、そのための政策の目標や方向を示しています。今後、この計画に基づき、スマートエネルギー都市の実現、持続可能な資源利用、生物多様性の保全、快適な大気環境の確保などを目指し、環境施策を総合的に展開してまいります。

都民・事業者の皆様、区市町村、NGO／NPO等と手を携えて、環境負荷の少ない持続的に発展する都市・東京をつくりあげたいと思います。

平成28（2016）年3月

東京都知事

河野 洋一

目次

東京都環境基本計画の概要	001
--------------	-----

目標及び施策の方向性一覧	003
--------------	-----

政策1

スマートエネルギー都市の実現

1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	007
2 再生可能エネルギーの導入拡大	009
3 水素社会実現に向けた取組	011

政策2

3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

1 「持続可能な資源利用」の推進	013
2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	015
3 災害廃棄物対策の強化	017

政策3

自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

1 生物多様性の保全・緑の創出	019
2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	021

政策4

快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

1 大気環境等の更なる向上	023
2 化学物質による環境リスクの低減	023
3 水環境・熱環境の向上	025

政策5

環境施策の横断的・総合的な取組

1 多様な主体との連携	027
2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	027
3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	027

東京都環境基本計画の概要

「東京都長期ビジョン」において示した環境政策をさらに進化・発展させ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した政策展開を明らかにするため、新たな東京都環境基本計画を策定

新たな計画の位置付け

- ▶ これまでも「世界で最も環境負荷の少ない都市」の実現を目指し、幅広い環境施策を展開
- ▶ 前計画策定から8年が経過し、都の環境施策に関わる状況は大きく変化
- ▶ 東日本大震災後のエネルギー需給をめぐる問題、気候変動対策、資源制約の高まり、大気環境改善、生物多様性の保全など、取り組むべき課題が山積
- ▶ 社会経済情勢の変化や技術革新にも柔軟に対応し、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要

- ◆ 東京 2020 大会を契機に、持続可能な都市実現への取組をレガシーとして継承
- ◆ 都の総力を挙げて取り組むとともに、都民、事業者等と連携して政策展開

東京を取り巻く状況

- 【気候変動】
- ▶ COP21でパリ協定が採択。世界共通の目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力が明記
- 【資源循環】
- ▶ 経済成長や人口増等により、世界の資源消費量は今後も大幅に増加する見込み
- 【生物多様性】
- ▶ 国際自然保護連合のレッドリスト(2015年11月改定)では既に絶滅したと判断された種は903種で、過去100年での絶滅スピードはこれまでの1000倍以上
- 【大気】
- ▶ 国内でも光化学オキシダントの環境基準を達成する測定局は1%に満たない状況が継続
- 【持続可能な開発目標】
- ▶ 国際社会共通の目標として、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産等の視点

東京が目指す将来像

政策展開の視点

- ◆ 最高水準の都市環境の実現
- ◆ サステナビリティ
- ◆ 連携とリーダーシップ

目標年次

2020年 / 2030年

「世界一の環境先進都市・東京」の実現

政策の柱

政策1 スマートエネルギー都市の実現

- 2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減(2000年比)
- 2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度
- 2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所
- ▶ 中小規模事業所等への取組支援
- ▶ 住宅の省エネ性能向上
- ▶ 地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大
- ▶ 水素エネルギーの普及・拡大

政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

- 2030年度の一般廃棄物リサイクル率37%
- 2030年度に最終処分量を25%削減(2012年度比)
- ▶ 食品ロス削減の促進
- ▶ 事業系廃棄物のリサイクルの促進
- ▶ 先進企業等と共同したモデル事業の実施
- ▶ 新たなスタイルによる公共空間の美化

政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

- 2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人
- 自然公園の潜在的な魅力の掘り起し
- ▶ 花と緑による都市環境の向上
- ▶ 生物多様性に配慮した緑化の推進
- ▶ 多様な主体の参画による自然環境の保全
- ▶ 新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討

政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

- 2030年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下
- 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加
- ▶ 低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の普及拡大
- ▶ 暮らしに身近な低VOC商品の選択促進
- ▶ クールスポットなど暑熱環境の改善

政策5 環境施策の横断的・総合的な取組

- 多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進
- 環境学習、環境広報の充実強化
- ▶ 世界の諸都市との政策連携・技術協力
- ▶ 都民、NGO/NPO、企業等との連携
- ▶ 次世代の人材育成等の充実・強化
- ▶ 東京都環境科学研究所の機能強化

政策展開において留意すべき事項

- ▶ 環境政策と経済成長が両立することはもちろん、相互に良い影響をもたらすように施策を構築・展開
- ▶ オリンピック・パラリンピック大会後においても、環境施策やその成果を継続・発展
- ▶ 持続可能な都市の実現に向け、新たな価値観やライフスタイルを創出

目標及び施策の方向性一覧①

施策	目標	施策の方向性			
政策1 スマートエネルギー都市の実現	<p>1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減 <ul style="list-style-type: none"> ・産業・業務部門 20%程度削減 (業務部門20%程度削減) ・家庭部門 20%程度削減 ・運輸部門 60%程度削減 ●2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減 <ul style="list-style-type: none"> ・産業・業務部門 30%程度削減 (業務部門20%程度削減) ・家庭部門 30%程度削減 ・運輸部門 60%程度削減 ●2030年における都内の次世代自動車等の普及割合を乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。 ●都内の業務用コージェネレーションシステムの導入量 2024年までに60万kW、2030年までに70万kW ●代替フロン(HFCs)の排出量 2020年度までに2014年度値以下 2030年度までに2014年度比35%削減 	大規模・中規模事業所における対策 (産業・業務部門対策)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の着実な運用 ▶ 中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度の運用 ▶ 環境性能評価の普及促進 	▶ 中小規模事業所等の取組支援	
		家庭部門への対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネ・節電行動の推進 ▶ 創エネ・エネルギーマネジメントの推進 	▶ 住宅の省エネ性能の向上	
		運輸部門への対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動車環境性能対策 ▶ エコドライブの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動車環境管理計画書制度の推進 ▶ 貨物輸送評価制度の運用 	
		地域環境交通施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通ネットワークの整備 ▶ 自転車利用の促進 	▶ 効率的な物流対策の推進	
		都市づくりにおける低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建築物における環境配慮の推進 ▶ 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まちづくりと一体となったエネルギーマネジメントの推進 ▶ 東京2020大会における対策推進 	
		都有施設における率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スマートエネルギー都庁行動計画に基づく取組推進等 		
		その他温室効果ガス対策 (フロン類対策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ フロン類の適正管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ノンフロン・低GWP機器の導入促進 	
		気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最新の知見や国の動向等も踏まえ、計画的な対策を推進 		
2 再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合 2024年までに20%程度、2030年までに30%程度 ●都内の太陽光発電設備導入量 2024年までに100万kW、2030年までに130万kW ●2020年までに、都有施設への太陽光発電の導入量を2万2千kWに高める。 ●地中熱等の熱エネルギーの有用性に関する普及啓発を図り、都内での導入を進める。 	東京の特性を踏まえた導入拡大を推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽エネルギーの利用拡大 ▶ 地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市型の再生可能エネルギー等の利用促進 ▶ 多摩・島しょ地域における導入拡大 	
		多面的なアプローチによる広域での導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 官民連携ファンドの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギー供給事業者対策 ▶ 需要家による再エネ電力選択の仕組みづくり 	
3 水素社会実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●燃料電池自動車の普及台数 2020年までに6,000台 2025年までに10万台 2030年までに20万台 ●燃料電池バス普及台数 2020年までに100台以上 ●水素ステーション整備箇所数 2020年までに35か所 2025年までに80か所 2030年までに150か所 ●家庭用燃料電池普及台数 2020年までに15万台 2030年までに100万台 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定した燃料供給に向けた水素需要創出 ▶ 家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の普及 ▶ 水素エネルギーになじみのない一般都民を広く対象とした普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水素ステーションの整備 ▶ CO₂フリー水素の活用促進 ▶ 国への提案要求 ▶ 燃料電池自動車・バス等の普及 ▶ 東京2020大会を契機とした水素利活用 	
政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	<p>1 「持続可能な資源利用」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。 ●一般廃棄物のリサイクル率 2020年度：27% 2030年度：37% ●低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の選択を促進し、「持続可能な調達」を都内の事業活動や都民の消費活動に広く定着させる。 ●都内廃棄物の最終処分量 (2012年度比) 2020年度：14%削減 2030年度：25%削減 	資源ロスの削減の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食品ロス削減の促進 	▶ レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し	
		エコマテリアルの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 木材の持続可能な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生資材の利用促進 ▶ 持続可能な調達の推進 	
		廃棄物の循環利用の更なる促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業系廃棄物のリサイクルの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 埋立処分量削減に向けた取組 ▶ 区市町村への支援 	
		先進的な事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ モデル事業の実施やその成果の発信等 		
		静脈ビジネスの発展	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第三者評価制度の普及促進 	▶ スーパーエコタウン事業者との連携	
2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない優れた取組や循環利用の高度化に取り組む処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことができる環境を醸成する。 ●廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る。 	廃棄物の適正処理とマナー向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PCB含有機器の使用及び保管の届出徹底、中小事業者への支援 ▶ 水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進 ▶ 在宅医療廃棄物適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理 ▶ 海ごみ発生抑制等の推進 ▶ 新たなスタイルによる公共空間の美化 	
		不法投棄等の不適正処理防止に向けた対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃家電等の不適正処理・違法輸出の未然防止 ▶ 近隣自治体との広域連携 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 解体工事での現場指導の徹底 ▶ 違反行為及び欠格要件該当者に対する行政処分の厳正な執行 	
		3 災害廃棄物対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害廃棄物処理に係る計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 区市町村の災害廃棄物処理計画策定等への支援 ▶ 国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討 	

目標及び施策の方向性一覧②

施策	目標	施策の方向性		
政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	1 生物多様性の保全・緑の創出	●公園整備や民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。 ●生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。 ●荒廃した多摩の森林の針広混交林化を進め、動植物の生息・生育空間の復活を図る。 ●保全地域において希少種対策を強化する。(2024年度に全地域) ●野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。	あらゆる都市空間における緑の創出	▶ 緑化計画書制度による新たな緑の創出 ▶ 学校等校庭芝生化 ▶ 都市開発諸制度等による緑化の推進 ▶ 東京2020大会に向けた花と緑による緑化の推進 ▶ 都市計画公園・緑地の整備 ▶ 水辺の緑化の推進 ▶ 民有地における緑化の推進
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	▶ 生物多様性に配慮した緑化の推進 ▶ 多様な主体の参画によるエコロジカル・ネットワーク構築の推進 ▶ 在来種植栽の推進 ▶ 多様な生きものと共生できる都市空間の形成	
		保全地域や既存の緑地等における緑の保全	▶ 保全地域における生物多様性の保全等 ▶ 多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活 ▶ 森林循環の促進に向けた多摩産材の活用、林業従事者の育成など ▶ 開発許可制度による緑地確保 ▶ 「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全 ▶ 都市農地の保全	
		希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	▶ 保全地域における希少種保全対策の強化 ▶ 伊豆大島におけるキョン防除事業 ▶ 在来種の保護(メジロ・クマなど) ▶ 区市町村と連携した外来種等防除の推進 ▶ ニホンジカ等の野生生物の適正管理の推進	
	2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	●保全地域等での自然体験活動参加者数 2024年度：延べ3万人 2030年度：延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。 ●世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。 ●環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。	多様な主体の参画による自然環境の保全	▶ 企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全 ▶ 「森林・緑地保全活動情報センター」を通じたボランティア活動等のマッチング ▶ 体験プログラム等を通じた学びの機会の提供と人材の掘り起こし
			自然環境の保護と適正利用の推進	▶ 自然公園のあり方の検討 ▶ 自然公園利用ルールの普及啓発 ▶ 標識の多言語対応、Wi-Fi環境の整備など利便性の向上 ▶ 島しょ部におけるエコツーリズムの推進 ▶ 東京都レンジャー制度の着実な推進 ▶ 自然公園、都民の森における利用マナーの周知 ▶ 小笠原諸島における、国、自治体等と連携した取組の推進
環境学習や普及啓発の推進			▶ ICTの活用によるレッドデータブック等の普及啓発 ▶ ビンターセンター等を活用した生物多様性の普及啓発 ▶ 海浜・干潟などを活用した自然体験学習の機会の提供 ▶ 植物園における環境学習活動等を通じた普及啓発 ▶ 民間との連携による環境学習の推進 ▶ 「花と緑の東京募金」を通じた自然環境保全の気運醸成 ▶ 都立動物園・水族園における環境学習機能の強化 ▶ 自然環境分野で活躍する人材の育成	
政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	1 大気環境等の更なる向上	●2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上 ●2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロ ●2030年度までに、全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下(年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均) ●建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。	PM2.5・光化学オキシダント対策の推進	▶ 工場・事業場に対する規制指導と認定機器の普及拡大 ▶ 化学物質適正管理制度等の活用 ▶ ガソリン蒸発ガス対策 ▶ 身近な生活環境でのVOC対策 ▶ 広域連携の推進 ▶ 次世代自動車等の普及促進 ▶ 船舶対策 ▶ 光化学オキシダント高濃度日のNox、VOC排出抑制 ▶ 自動車排出ガス監視体制の整備 ▶ 業務・家庭部門における燃焼機器等の排出削減対策 ▶ 光化学オキシダント対策に関する研究の推進
			騒音・振動対策	▶ 自動車騒音対策 ▶ 航空機騒音対策 ▶ 鉄道騒音対策 ▶ 生活騒音・振動の苦情の低減
	2 化学物質による環境リスクの低減	●化学物質の環境への排出量を更に低減する。 ●環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。	化学物質排出削減策の推進	▶ 化学物質適正管理制度の充実
			土壌汚染対策の推進	▶ 中小事業者への技術支援 ▶ 最適な土壌汚染対策を選択する手法の検討
	3 水環境・熱環境の向上	●2020年度までに、海域のCODの環境基準を100%達成し、河川のBODの環境基準100%達成を継続する。 ●地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方を構築する。 ●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが増加している。	水質汚濁対策	▶ 総量規制等の着実な実施 ▶ 合流式下水道改善、しゅんせつの実施 ▶ 水質や水生生物等の調査研究の実施
			東京の水循環の再生と水辺環境の向上	▶ 地下水の保全と利用の適正管理 ▶ 湧水等の保全・回復 ▶ 河川等の安全性向上など災害対策の推進 ▶ 水辺環境の向上
街なかでの暑さ対策等の推進			▶ 区市町村や民間事業者等の取組促進 ▶ 感染症対策の実施 ▶ 東京2020大会の開催に向けた組織委員会や関係省庁等との連携強化	
政策5 環境施策の横断的・総合的な取組	1 多様な主体との連携	●区市町村やNGO/NPOなど多様な主体との連携による取組を推進する。 ●九都県市や大都市会議等で協働して取り組む施策を拡大・発展させる。 ●世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力を推進する。	▶ 区市町村との連携 ▶ 広域的な自治体間の連携 ▶ 都民、企業、NGO/NPO等との連携 ▶ 国際環境協力の推進	
			2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	▶ 都民・企業に環境配慮の取組を促す仕組みづくり ▶ 持続可能な公共調達コード ▶ 環境技術を活用したビジネスの創出 ▶ 次世代の人材育成等 ▶ 新たな環境施策を推進するための広報展開
				3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実

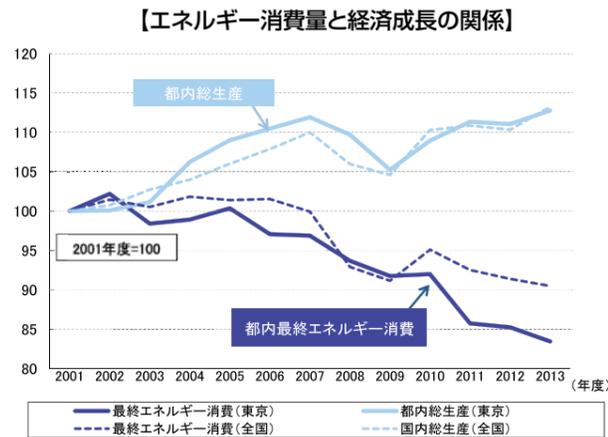
政策1 スマートエネルギー都市の実現

これまでの取組と課題

◆先進的な省エネ施策を展開

▶ 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の導入や、中小規模事業所に対する省エネ促進策の推進等により、都内のエネルギー消費量は大きく改善

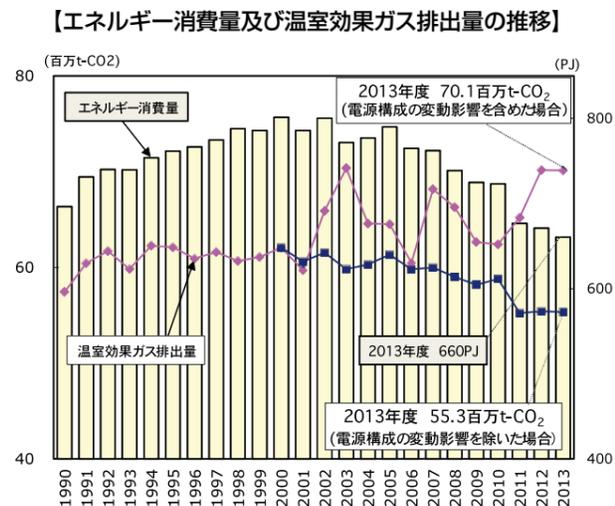
▶ 都内最終エネルギー消費と都内総生産の関係では、2001年以降、両者の分離傾向（デカップリング）が進んでいる。



◆都内のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の動向

▶ エネルギー消費量が着実に減少する一方で、CO₂ 排出係数の悪化により、温室効果ガスの排出量は増加している状況

▶ 部門別のエネルギー消費量では、産業部門及び運輸部門は2000年度比で減少している一方、業務部門は微減、家庭部門は増加している。



あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進

目標

- 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する。
- 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する。
- 2030年における都内の次世代自動車等の普及割合を、乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。 など

主な施策の方向性

産業・業務部門対策

キャップ&トレード制度の着実な運用

▶ 現在、第2計画期間に入っており、今後も、次の計画期間に向けてより効果的な仕組みとなるよう改善を進め、引き続き制度を運用

【キャップ&トレード制度の概要】

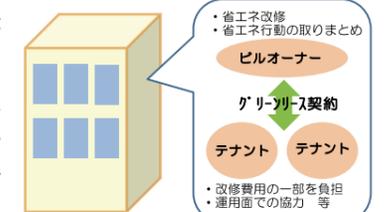
対象となる事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間1500kL以上の事業所
総量削減義務の対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO ₂
削減計画期間	第1計画期間：2010～2014年度 第2計画期間：2015～2019年度以降、5年度ごとの期間
削減義務率（基準排出量比）	第1計画期間：6%又は8% 第2計画期間：15%又は17%
義務履行手段	(1) 高効率な設備・機器への更新や運用対策等により自ら削減 (2) 排出量取引により調達

中小規模事業所対策の推進

▶ 地球温暖化対策報告書制度の運用や効果的な支援の実施

▶ グリーンリースの普及支援等、中小テナントビルの省エネ対策を促進

【グリーンリースのイメージ】

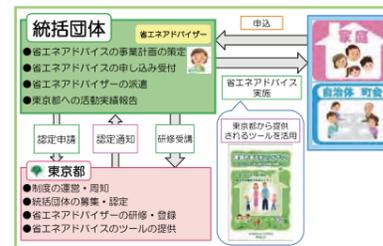


家庭部門対策

省エネ・節電行動の推進

▶ 都の作成しているベンチマークを活用して省エネアドバイスの充実を図るなど、実践行動につながる施策を推進

【家庭の省エネアドバイザー制度】



住宅の省エネ性能向上

▶ 既存住宅の断熱性能を高めるリフォームを支援

▶ 省エネ高水準住宅の情報提供を進め、市場における認知・普及を促進

【高水準住宅イメージ】



運輸部門対策

次世代自動車等の更なる普及

▶ 環境性能が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入支援など、次世代自動車等の普及・活用を促進

【UDタクシー（イメージ）】



出典：国土交通省ホームページ

地域環境交通施策の推進

自転車利用の促進

▶ 臨海部を中心とした都心区における取組モデルを、周辺区への展開に繋げていくため、ステーションの設置等を引き続き支援

【自転車シェアリングの広域化イメージ】

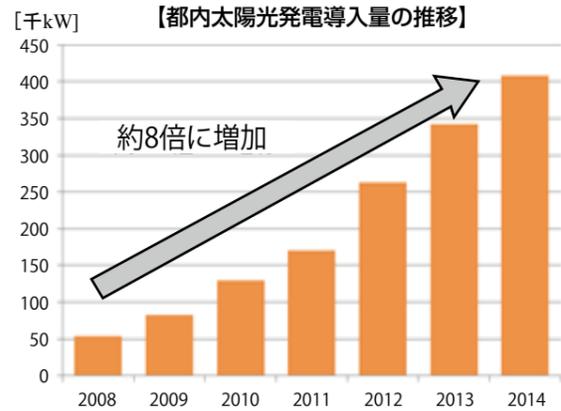


政策1 スマートエネルギー都市の実現

これまでの取組と課題

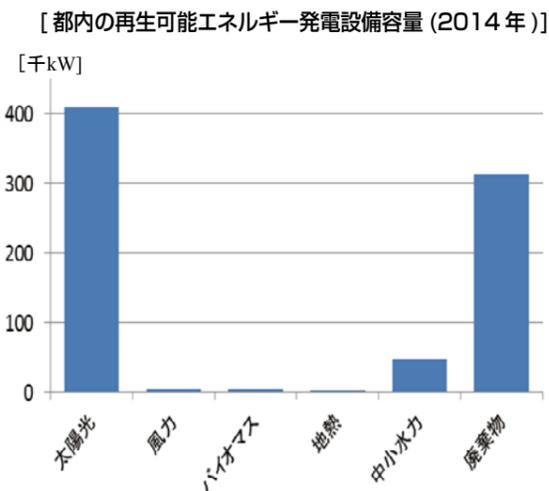
◆再生可能エネルギーの導入状況

- 都における再生可能エネルギーの電力利用割合は、約 8.7% (2014年度)
- 2009年度からの集中的な補助事業により、都内太陽光発電導入量は大幅に拡大
- 集合用住宅等に対する太陽熱利用の促進や日本初となる太陽エネルギーポテンシャルを示した「東京ソーラー屋根台帳」等により、太陽エネルギーの普及を後押し



◆更なる導入拡大に向けた取組

- 太陽光発電の導入は固定価格買取制度もあって、促進されているものの、風力、バイオマス、中小水力などの太陽光以外の再生可能エネルギーの導入は進んでいない。
- 電力・エネルギーの大消費地東京において、都市の持続可能性を高めるため、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要である。



あるべき姿

再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして活用されている。

2 再生可能エネルギーの導入拡大

目標

- 都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を、2024年までに20%程度、2030年までに30%程度に高める。
- 都内の太陽光発電設備導入量を、2024年までに100万kW、2030年までに130万kWに高める。
- 地中熱等の熱エネルギーの有用性に関する普及啓発を図り、都内での導入を進める。 など

主な施策の方向性

東京の特性を踏まえた導入拡大を推進

太陽エネルギーの利用拡大

- ソラーカーポート等の未利用空間の活用、「シティチャージ」の導入など、東京の特性を踏まえ、効果的な取組を推進

【ソーラーカーポート】



都市型再生可能エネルギー等の利用促進

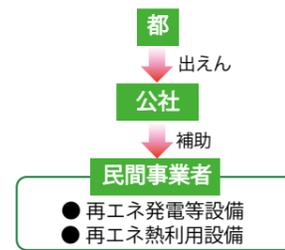
- 地中熱ポテンシャルマップの作成や機器設置における支援
- 小水力発電や下水熱利用など、事業特性に応じたエネルギー源の利用を拡大



地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大

- 系統負荷の軽減や地域防災力の向上にも資する、自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援など、エネルギーの地産地消を促進

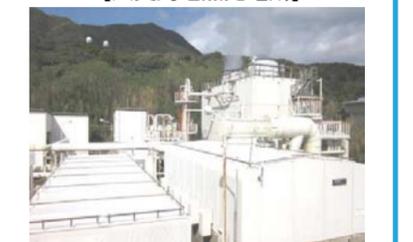
【地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業】



多摩・島しょ地域における導入拡大

- 地熱や木質バイオマスなどの自然環境を生かした再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組を支援

【八丈島地熱発電所】

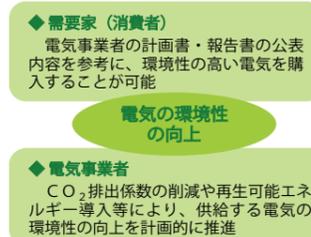


多面的なアプローチによる広域での導入拡大

エネルギー供給事業者対策

- エネルギー環境計画書制度により、電気的环境性の向上を促すとともに、需要家の環境に配慮した選択行動を後押し

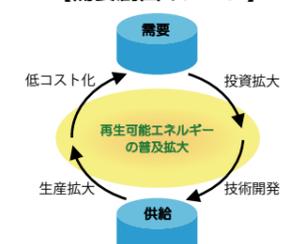
【エネルギー環境計画書制度】



再エネ電力選択の仕組みづくり

- 電力の「見える化」など、消費者への適切な情報提供を進めるとともに、再エネ電力の選択意欲を喚起する普及啓発を推進

【需要創出イメージ】



政策1 スマートエネルギー都市の実現

これまでの取組と課題

◆水素エネルギーの利点

水素エネルギーは、利用段階で水しか排出しない環境性能、エネルギー供給源の多様化、高い経済波及効果及び災害発生時に独立したエネルギー源とできることなど多くの利点を有し、その普及が期待

◆初期需要創出に向けた取組・課題等

- 2014年に世界初となる燃料電池自動車の一般販売が開始されたが、その価格は同車格のガソリン車と比べ高額な値段
- 燃料電池自動車の普及に不可欠な水素ステーションは、都内で8か所が整備(2016年2月末現在)
- 普及に当たっては、整備費や採算面の課題に加えて、公道との離隔距離など、抜本的な規制緩和が当面の課題
- 水素社会の一般的な認知度はいまだ低い水準にとどまっていることに加え、安全性等に関する普及啓発が不足
- 2014年5月に「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、2020年までと2020年以降の戦略目標を設定。2015年には400億円の「東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金」を造成

【都内の水素ステーションの整備状況】
2016年2月末現在

整備場所	事業者
千代田区三番町	ニモヒス
港区芝公園	岩谷産業(株)
大田区南六郷	ニモヒス
大田区池上	岩谷産業(株)
杉並区宮前	JXエネルギー(株)
荒川区南千住	東京ガス(株)
練馬区谷原	東京ガス(株)
八王子市高倉町	JXエネルギー(株)

ニモヒス：(同)日本移動式水素ステーションサービス

【水素社会の実現に向けた東京戦略会議】



あるべき姿

水素エネルギーの供給インフラが整備され、燃料電池自動車・バスやその他燃料電池機器の普及が進み、多くの都民が水素エネルギーを利用する社会が実現している。

3 水素社会実現に向けた取組

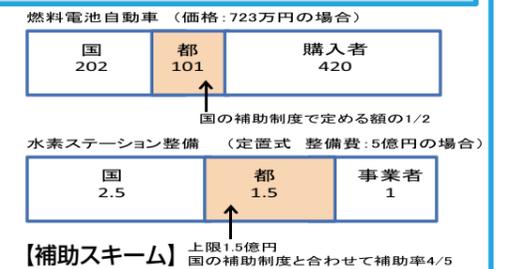
目標

- 都内の燃料電池自動車の普及台数について
2020年までに6,000台(燃料電池バス100台以上) 2025年までに10万台 2030年までに20万台
- 都内の水素ステーションの整備箇所数について
2020年までに35か所 2025年までに80か所 2030年までに150か所
- 都内の家庭用燃料電池の普及台数について
2020年までに15万台 2030年までに100万台

主な施策の方向性

安定した燃料供給に向けた水素需要創出

- エネルギーの大消費地である東京が官民で大規模な水素需要を創出することにより、安定したサプライチェーンの構築や将来的な水素価格の低下と、様々な分野への水素利活用の拡大を目指していく。
- 都内の象徴的な施設や地域におけるエネルギー利用等において、水素が利活用された先進的モデルを示していくことも検討



燃料電池自動車・バス等の普及

- 当面は価格の高さが課題となるため、国と都が財政支援することにより、初期需要を創出

【燃料電池バス】



CO₂フリー水素の活用促進

- 都内事業者の先導的な再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入支援
- 東北地方等の再エネ余剰電力を活用した水素供給システムの検討

水素エネルギーになじみのない一般都民を広く対象とした普及啓発

- セミナーやシンポジウムの開催、多くの都民が集まる民間イベントへの出展などを通じて、水素エネルギーを利活用する意義、水素の安全性やリスクを正確に情報提供
- メディア戦略に関する専門家等とも連携した分かりやすいコンテンツの作成・発信、水素情報館の開設など様々な手法を用いて都民・事業者への普及啓発を推進

【水素を学ぶ体験】



水素ステーションの整備

- 中小事業者の参入や、既存のガソリンスタンドとの併設など、様々な形態でのステーション整備が進められるよう、適切な情報提供や技術的支援、経営者に対する働きかけを推進

【水素ステーション】



出典：岩谷産業(株)

政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

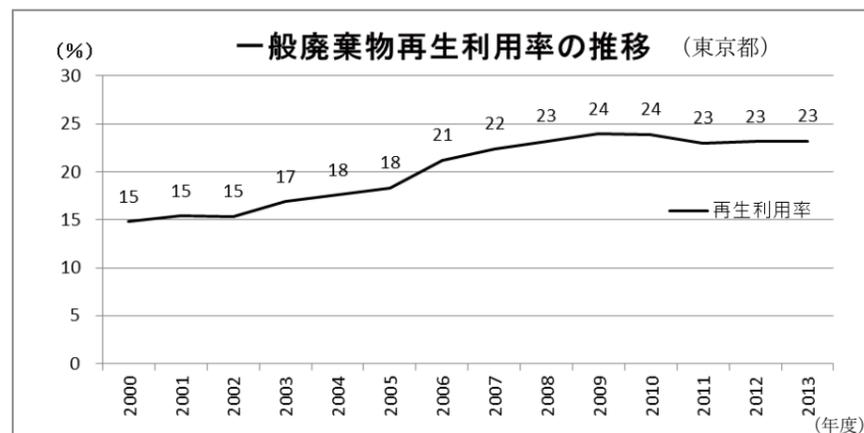
これまでの取組と課題

◆東京の資源利用の状況

▶ 東京で利用される製品等の多くは海外を含む東京以外で生産されるなど、東京の資源利用は他地域に大きく依存しており、また、企業本社機能の約5割が集積することから、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

◆発生抑制・リサイクルの推進

- ▶ 周辺自治体と連携した食品ロスの削減対策やフードバンクに関する普及啓発により、製造業者等での食品ロスの削減を促進
- ▶ 各種リサイクル法の施行や区市町村の努力により、リサイクル率は向上、また、廃プラスチック類の埋立ゼロを実現するなど、事業系廃棄物のリサイクルを促進
- ▶ 2013年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに2000年度比で6割以上削減
- ▶ 事業系廃棄物には、分別スペース不足等により分別が徹底されずに排出される例もある。
- ▶ 今後、都内に新たな最終処分場を確保することは困難で、最終処分場の延命化が必須



あるべき姿

天然資源の保全と効率的な使用により、「持続可能な資源利用」と「持続可能な消費と生産」が広く普及。資源効率が向上し、3Rが推進され、廃棄物処分量が更に減少している。

1 「持続可能な資源利用」の推進

目標

- 食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。
- 一般廃棄物のリサイクル率を、2020年度に27%に、2030年度に37%に向上させる。
- 低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の選択を促進し、「持続可能な調達」を定着させる。
- 都内廃棄物の最終処分量を、2020年度に14%、2030年度に25%削減する(2012年度比)。

主な施策の方向性

資源ロスの削減の促進

食品ロス削減の促進

▶ 外食事業者等と連携した食べきりの推奨やフードバンクの活用、区市町村等と連携した普及啓発等により、食品ロス削減に取り組む。



【食品ロス削減に向けた普及啓発】

ライフスタイルの見直し

▶ リユース容器の使用拡大やレジ袋の削減など区市町村等と連携しながら、使い捨て型ライフスタイルの見直しに資する取組を推進する。



【リユース食器】

©リユース食器ネットワーク

エコマテリアルの利用の促進

木材の持続可能な利用

▶ 環境等に配慮したコンクリート型枠用合板の普及や国産材・森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材等の排除を進める。



【国産材型枠の使用】

持続可能な調達の推進

▶ 東京2020大会を契機に、公共調達や民間調達における「持続可能な調達」を定着させる。



【ボルネオ島の熱帯林の伐採】

©FoE Japan

廃棄物の循環利用の更なる促進

事業系廃棄物のリサイクルの促進

▶ 区市町村や関係業界と協議しながら共通ルールを作成するなど、連携して更なるリサイクルを促進していく。

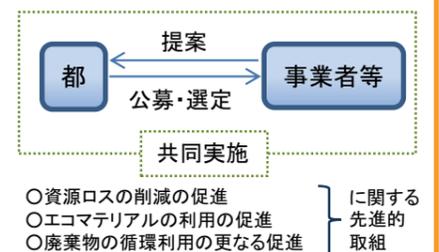


【オフィスビルでの分別回収】

先進事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進

モデル事業の成果の発信

▶ 先進的な事業者等と連携したモデル事業を実施し、その成果を広く発信して定着を図る。



政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

これまでの取組と課題

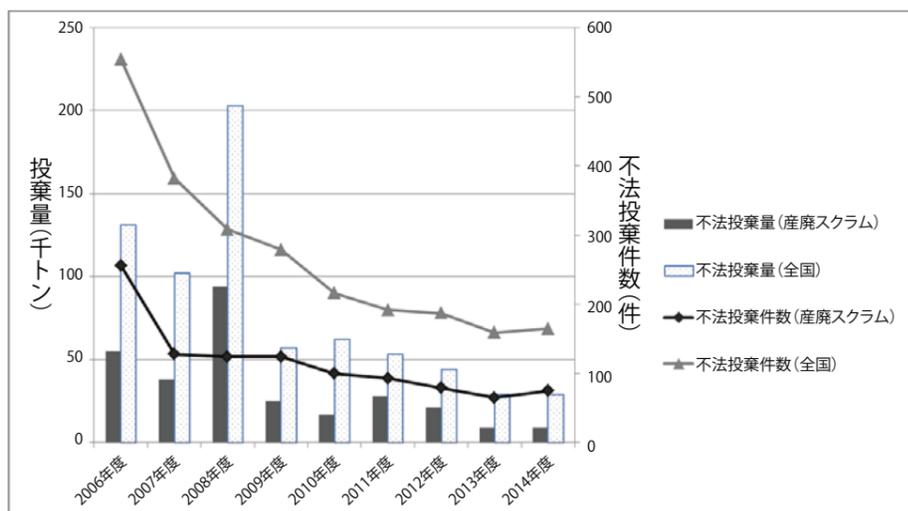
◆リサイクルビジネスの発展

- ▶「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度(第三者評価制度)」を導入し、257事業者を認定(2016年3月現在)、制度の普及拡大及び優良な処理業者の更なる育成支援が必要
- ▶PCB廃棄物特措法施行令で定める処理期限(2027年3月)までに確実にPCB廃棄物の処理を進める必要

◆廃棄物不適正処理の状況

- ▶不法投棄件数は減少しているものの、悪質な不法投棄が後を絶たない。
- ▶廃家電等が適正に処理されることなく海外に違法に輸出される事例もあり、今後も、不適正処理の防止徹底が必要

【不法投棄件数及び投棄量の推移】



◆健全な廃棄物処理

- ▶東京 2020 大会の開催も見据え、公共空間における資源・廃棄物管理のルール・マナーを再構築していく必要

あるべき姿

産業廃棄物処理業者による適正な処理が行われ、排出者責任が徹底されるとともに、廃棄物処理・リサイクルに係る環境負荷が低減されている。

2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進

目標

- 環境負荷の少ない優れた取組や循環利用の高度化に取り組む処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことができる環境を醸成する。
- 産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る。

主な施策の方向性

静脈ビジネスの発展

第三者評価制度の普及促進

- ▶講習会等の機会を活用して排出事業者に制度を周知するとともに、環境配慮契約が定着するよう働き掛けていくなど、優良業者が選ばれやすくなるという制度本来の趣旨が生かされるよう、引き続き検討する。

【第三者評価制度】



廃棄物の適正処理とマナー向上

PCB 廃棄物の処理促進

- ▶処理期限内の処理に向け、PCB 含有機器の使用・保管の実態調査を行い、都への届出、期限内の適正保管・処理を徹底。微量 PCB 廃棄物の分析及び処理費用の支援を継続し、適正かつ円滑な処理を推進

【トランス(高濃度 PCB 廃棄物)】



廃棄物の適正処理とマナー向上

新たなスタイルによる公共空間の美化

- ▶都内の主要繁華街における公共空間の美化活動を促進するため、事業者や区市町村と連携しながら、新たなスタイルを検討・実施し、来街者が気持ち良く過ごすことができる「清新な都市空間」を創出する。

【路上の散乱ごみ】



不適正処理防止に向けた対策の実施

解体工事での現場指導の徹底

- ▶今後、施設の更新時期を迎えて多くの解体工事が見込まれるため、発生段階から不法投棄対策を進める。建設解体工事現場への立入指導のほか、排出者責任の周知や適正処理の徹底を図っていく。

【解体工事現場】



政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

これまでの取組と課題

◆災害廃棄物の受入処理

- ≫ 東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物は、都、都内自治体及び民間事業者が協力して破砕・焼却等を行い、167,891トンを処理
- ≫ 2013年の台風第26号による大島町の大規模な土砂災害に伴い発生した災害廃棄物は、都が島外処理・運搬等の業務を行い、11,536トンを処理
- ≫ こうした、災害廃棄物処理の経験を生かして、首都直下地震等に備えた災害廃棄物対策を進めることが必要

【東日本大震災災害廃棄物最終搬出】



【大島町災害廃棄物仮置場(搬出前)】



◆首都直下地震等への備え

- ≫ 首都直下地震等の発災に伴い発生する災害廃棄物の処理に対しては、処理責任を負う区市町村が着実に処理を進められるよう、体制づくりなどの準備が必要である。また、都域を超えた広域的な処理が必要となる場合を想定した対策も求められている。
- ≫ 廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、自治体には、震災に加え水害等の自然災害にも対応した災害廃棄物処理計画の策定が求められている。

あるべき姿

「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、首都直下地震等発災後の災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がなされている。

3 災害廃棄物対策の強化

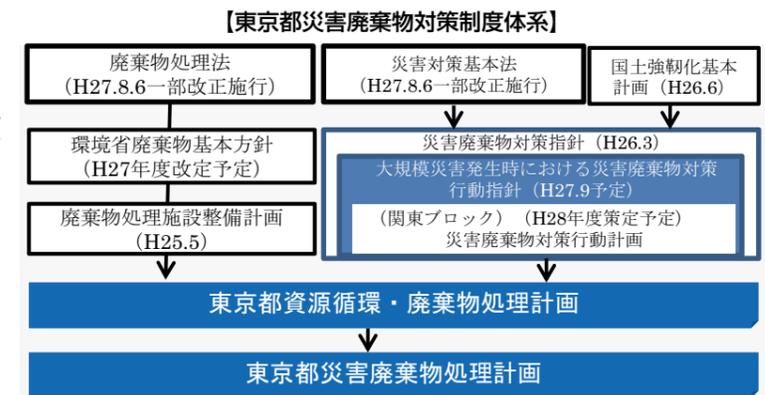
目標

- 首都直下地震等の発災に備え、2020年までに、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。

施策の方向性

災害廃棄物処理に係る計画の策定

- ≫ 国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」と整合を図りながら「東京都災害廃棄物処理計画」を策定
- ≫ 策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フローや再生資材活用方法等を検討する。



区市町村の災害廃棄物対策を支援

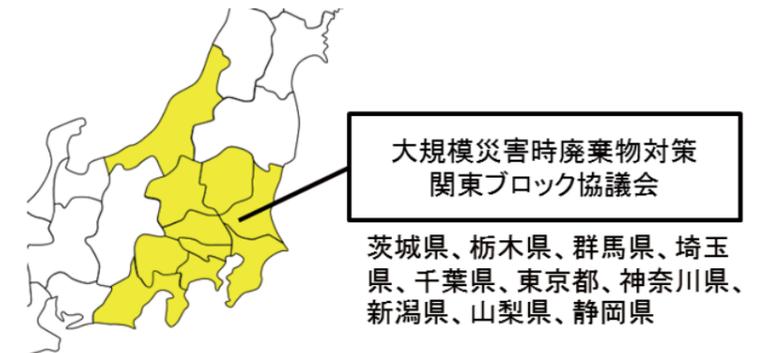
- ≫ 2011年の東日本大震災や2013年の大島土砂災害における災害廃棄物処理を支援した経験を踏まえて、がれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定に係るノウハウ提供を進めるなど、区市町村が行う災害廃棄物処理計画策定を支援していく。

【災害廃棄物処理に関する情報交換会(大島土砂災害)】



国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

- ≫ 「関東地域ブロック行動計画」策定に参画するなど、ブロック内での広域的な処理に備えておく。災害廃棄物の運搬、中間処理等について、民間事業者との連携・協力体制を整備しておく。



政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

これまでの取組と課題

◆緑の量・質に配慮した取組

- ▶ 2012年に「緑施策の新展開」を策定し、在来種植栽の推進、希少種の保全、生物多様性の普及啓発などの取組(まもる・つくる・利用する)を推進
- ▶ 街路樹(2014年度末管理総本数約94万本)を増やすほか、海の森や都市公園の整備、校庭芝生化など新たに約668haの緑を創出(2007～2014年度)

【街路樹の整備】



◆都内における緑地の現状

- ▶ 2013年のみどり率は、前回調査(2008年)と比較して区部で初めて上昇、多摩部では低下幅が縮小し、全域ではほぼ横ばいの結果となるが、長期的には緑の減少傾向は継続している状況
- ▶ 在来種植栽など生物多様性に配慮した緑化を進める取組が十分に浸透していない。
- ▶ 一部の保全地域においては、希少種の持ち去りや外来種の侵入などが発生。外来種の侵入・増加により、農業・生態系への影響や希少種への被害が確認されている。

【東京のみどり率の推移】

年	2008	2013	2013-2008
区部	19.6%	19.8%	0.2
多摩部	67.4%	67.1%	△0.3
都全域	50.7%	50.5%	△0.2

あるべき姿

生物多様性にも配慮した緑の創出や自然環境の保全が進み、生きものと共生する都市づくりが進んでいる。

1 生物多様性の保全・緑の創出

目標

- 公園整備や、民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。
- 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。
- 荒廃した多摩の森林の針広混交林化を進め、動植物の生息・生育空間の復活を図る。
- 保全地域において希少種対策を強化する。(2024年度に全地域)
- 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。

主な施策の方向性

あらゆる都市空間における緑の創出

花と緑による緑化の推進

- ▶ 東京2020大会に向け、民間事業者等の緑化を支援するなど、花と緑による植栽を推進し、環境と調和した都市東京の魅力を向上

【軌道緑化】



エコロジカル・ネットワークの構築

在来種植栽の推進

- ▶ 在来種選定ガイドライン等により生態系に配慮した緑化を推進、区市町村が実施する在来種植栽を支援

【在来種植栽を実施した公園】

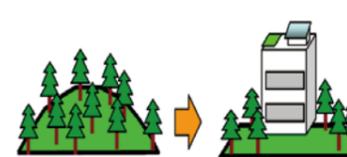


保全地域や既存の緑地等における緑の保全

開発許可制度による緑地確保

- ▶ 自然度を一定規模以上含む敷地での開発では、緑地の確保等の義務付けにより、生物多様性に配慮した開発計画を指導

【開発許可制度(イメージ)】



多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活

- ▶ 針広混交林化による生物の生息・生育空間の復活が重要
- ▶ 間伐・枝打ち等により森林の公益的機能を向上させる。

【間伐により再生された森林】



希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

保全地域における希少種保全対策の強化

- ▶ 監視カメラの設置等による希少種保全対策を実施
- ▶ 保全団体へアドバイザー派遣等の支援を強化

【希少種保全対策(フェンス柵)】



区市町村と連携した外来種等防除の推進

- ▶ 区市町村等と連携しながら外来種対策や、森林病害虫の防除を実施
- ▶ 人的被害を及ぼす外来生物については、緊急的な駆除の体制を整備

【アライグマ】



政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

これまでの取組と課題

◆緑地保全活動に携わる人材

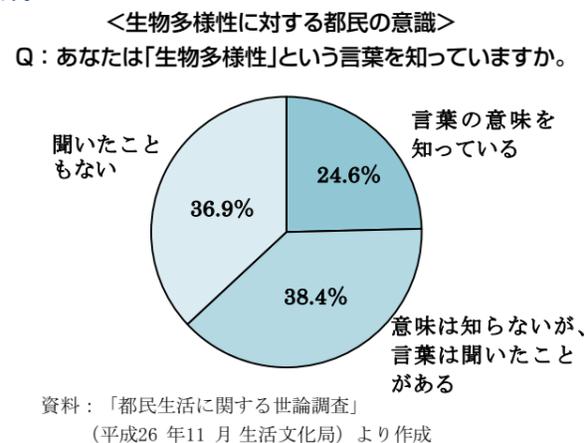
▶緑地保全活動を行うボランティア団体では、参加者の高齢化・固定化が進行し、将来の人材不足が懸念される。

◆利用目的の多様化への対応

▶自然公園利用者の増加、トレイルランニングなど利用目的の多様化に対して、自然環境の保護、利用マナーの遵守のため策定した自然公園利用ルール(2014年度)の周知徹底が必要
 ▶多摩地域の自然公園では外国人の利用も増加しており、安心して自然に親しみ、自然の利用マナーを順守できるよう対応していく必要

◆生物多様性に関する気運の醸成

▶生物多様性保全の重要性が十分に認識されていないため、ホームページや自然公園等施設を活用し、生物多様性に関する普及啓発を進めることが必要



▶「緑の東京募金」の累計額は9億円を超え、街路樹の植栽や海の森の整備、校庭の芝生化等の財源として活用してきた。「緑の東京募金」を引き続き有効に活用し、都民・企業等が参画する緑の保全・創出に取り組んでいくことが必要

あるべき姿

様々な自然体験活動により、生物多様性保全の気運が醸成され、多様な主体が連携した自然環境保全・回復活動が進んでいる。

2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大

目標

- 保全地域等での自然体験活動参加者数を、2024年度に延べ3万人に、2030年度に延べ5万人にする。
- 自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。
- 世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。
- 環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。

主な施策の方向性

多様な主体の参画による自然環境の保全

パートナーシップによる緑地保全

▶企業・大学等と連携した「東京グリーンシップ・アクション」や「東京グリーン・キャンパス・プログラム」は、独自の保全活動として継続

【グリーンシップ・アクションの活動】



体験プログラム等を通じた人材掘り起こし

▶自然を紹介するイベントや初心者でも参加できる体験プログラムなど、学びの機会を提供し、新たなボランティア人材の掘り起こし

【自然体験プログラムの活動】



自然環境の保護と適正利用の推進

自然公園のあり方の検討

▶自然環境の保護、利用促進を図るため、自然公園のあるべき姿や戦略的施策展開を盛り込んだ「自然公園ビジョン」を策定

【自然公園】



自然公園利用ルールの普及啓発

▶利用者が相互に尊重し合いながら快適に利用できる自然公園としていくため、利用ルールの周知を徹底

【東京都自然公園利用ルールのマーク】



環境学習や普及啓発の推進

「花と緑の東京募金」を通じた気運醸成

▶「緑の東京募金」を、花と緑を「植え、育て、まもり、彩る」取組に幅広く活用できるよう「花と緑の東京募金」に再構築し、花と緑あふれる都市東京の実現に向けて、より一層都民や事業者の参画意欲を高めていく。

【募金の充当事業】(花粉の少ない森づくり)



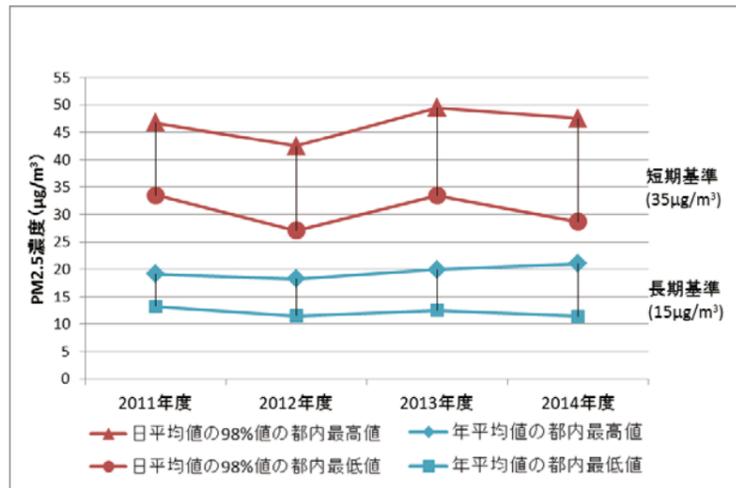
政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

これまでの取組と課題

◆大気環境

- ▶ ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源等の対策の結果、東京の大気環境は大幅に改善
- ▶ 二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準はおおむね達成
- ▶ 光化学オキシダントは高濃度の出現時間が減少傾向にあるが、光化学スモッグ注意報が14日発令(2015年)
- ▶ PM2.5も10年間で濃度が半減したが、環境基準は未達成の状況
- ▶ 都のPM2.5濃度への排出源別寄与割合の推計では、関東6県が3割以上、関東外が約2割を占めており、広域的な対応が必要

【PM2.5濃度と環境基準】



◆化学物質対策・土壌汚染対策

- ▶ 2014年度の条例に基づく都内の工場等からの化学物質排出量の総量は、10年前の4割程度まで低減
- ▶ 土壌汚染があると判明した土地では、人の健康への影響を防ぐための対策が必要となるが、中小事業者においては、費用面・技術面で課題を抱えている。

あるべき姿

- 世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境が実現されている。
- 化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている

1 大気環境等の更なる向上

目標

- 2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上させる。
- 2030年度までに、全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする。
(年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均) など

主な施策の方向性

PM2.5・光化学オキシダント対策の推進

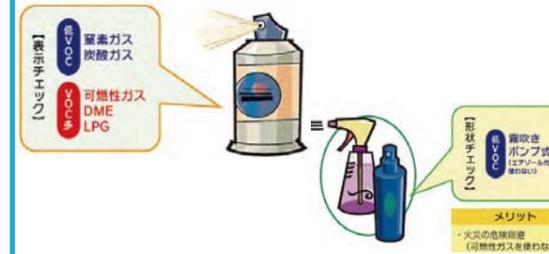
工場・事業場対策

▶ 規制指導の徹底や低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の普及拡大に取り組むとともに、業種別VOC技術ガイドの配布、アドバイザー派遣など、事業者が効果的な対策を行うための技術支援を継続

業務・家庭部門対策

▶ 低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の対象拡大の検討や暮らしに身近な生活用品について低VOC商品の選択促進

【エアゾール、スプレー製品の表示例】



光化学オキシダント高濃度日の排出抑制

▶ 光化学スモッグ予報や事業者への排出抑制の要請等を効果的に運用する新たな仕組みを検討

【光化学スモッグ発生メカニズム】



2 化学物質による環境リスクの低減

目標

- 化学物質の環境への排出量を更に低減する。
- 環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。

主な施策の方向性

化学物質排出削減策の推進

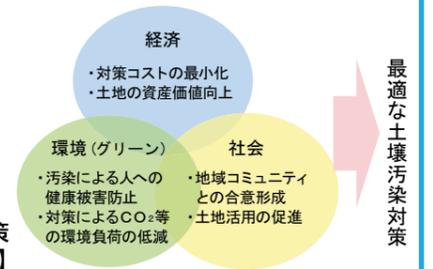
化学物質適正管理制度の充実

▶ 条例で定める適正管理化学物質の環境への排出量等の報告を、小規模な事業所にも求めた化学物質適正管理制度等を活用し、化学物質の排出量を更に削減する方策を検討

土壌汚染対策の推進

最適な土壌汚染対策を選択する手法の検討

▶ 対策実施に係る全ての過程での環境負荷の低減とともに、経済面、社会面などの視点を踏まえ、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討

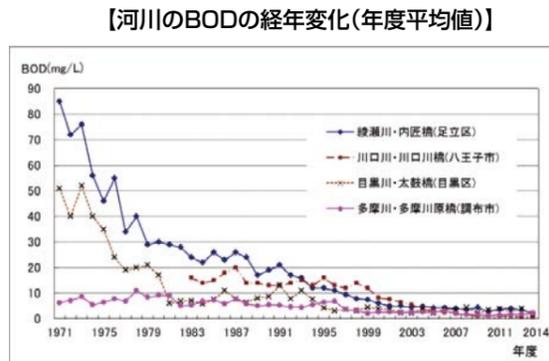


政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

これまでの取組と課題

◆河川及び東京湾の水質

- 2014年度における河川のBODは都内56水域の全水域で環境基準達成
- 東京都内湾のCODは環境基準達成が4水域中1水域。夏期を中心に赤潮発生や貧酸素水塊による水生生物への影響が生じている。



◆地下水保全と地盤沈下防止

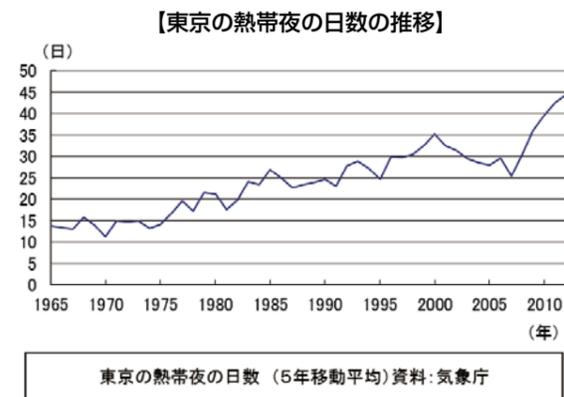
- 揚水規制の実施により地盤沈下は沈静化しつつあり、地下水位も全体的に回復傾向にあるが、過剰な揚水により再び沈下が進行する可能性があるため、引き続き適切な揚水規制等が必要

◆気候変動による水・健康等に関するリスクの増大

- 東京都豪雨対策基本方針を改定し、浸水対策のレベルアップを推進
- 集中豪雨への対応に加え、土砂災害や高潮などの被害リスクの軽減、熱中症・感染症等の予防にも取り組んでいく必要

◆東京の熱環境

- 東京の年平均気温は100年当たり約3℃の上昇
- 気候変動の影響もあいまって都市の高温化は継続



あるべき姿

河川や海域の水質改善が進み、うるおいある水環境の創出や暑さ対策により、都民や東京を訪れる人々が心地良さを実感できる環境が実現されている。

3 水環境・熱環境の向上

目標

- 2020年度までに、海域のCODの環境基準を100%達成し、河川のBODの環境基準100%達成を継続する。
- 地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方策を構築する。
- 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが増加している。

主な施策の方向性

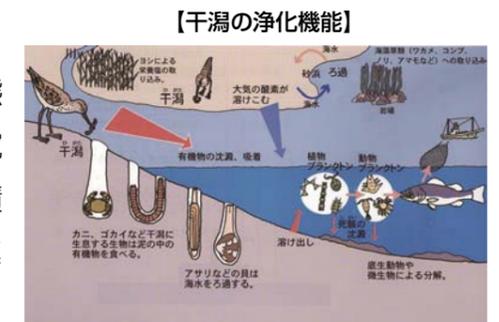
総合的な施策の推進

- 合流式下水道の改善、計画的なしゅんせつに加え、法令等に基づく規制の着実な実施や国・関係自治体と連携した効果的な対策を実施

水質汚濁対策

水質改善に資する研究

- 浅場・干潟等における生態系の浄化機能等に係る研究など水質浄化の知見を集積し、東京湾の水質改善を促進



東京の水循環の再生と水辺環境の向上

地下水の保全と利用の適正管理

- 地下水を取り巻く近年の状況変化を踏まえ、地下水の実態把握を行った上で、「保全と適正利用」のバランスを取るための管理方策を検討

水辺環境の向上

- 清流の復活等の水質改善などの取組を継続し、東京の水辺環境の向上を図る。

街なかでの暑さ対策等の推進

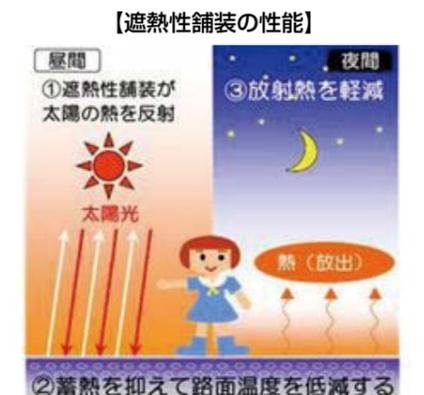
区市町村や民間事業者等の取組促進

- 区市町村や民間事業者等と連携し、都内各所でドライ型ミスト発生装置の設置、花や緑の整備など、クールスポットの創出を展開



東京2020大会に向けた連携強化

- 遮熱性舗装等の整備を推進するほか、熱中症予防に関する広報の実施、地域等と連携した打ち水の取組の拡大など、暑さ対策を社会に定着



政策5 環境施策の横断的・総合的な取組

これまでの取組と課題

◆区市町村や他都市等との連携

- ▶ 区市町村の環境施策に対する財政支援や技術支援、情報共有等の連携
- ▶ ディーゼル車規制や国への提案要求など、九都県市を始めとする施策連携の推進
- ▶ 気候変動対策に先進的に取り組む都市グループである C40 などへの参加や、アジア諸都市との廃棄物分野や大気質分野における職員交流など世界の諸都市との連携を推進

【COP21 サイドイベントにおける都の情報発信】



【環境配慮の促進例】

◆環境配慮の促進

- ▶ 環境影響評価制度や建築物環境計画書制度など都市づくりにおける環境配慮等を制度化。また、マンション環境性能表示など環境配慮の度合いを評価する仕組みを構築、普及促進
- ▶ 小学校職員を対象とした研修や社会人を対象としたテーマ別研修等を開催
- ▶ 環境局ホームページのスマートフォン対応や SNS を活用した広報を実施

環境配慮の制度化	環境影響評価制度（環境アセスメント制度）、建築物環境計画書制度、キャップ&トレード制度、化学物質適正管理制度、都市開発諸制度、緑化計画書制度、開発許可制度、自動車環境管理計画書制度 等
環境配慮を評価する仕組み	省エネラベル、低NOx・低CO ₂ 小規模燃焼機器認定制度、九都県市指定低公害車、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度、中小規模事業所の低炭素ベンチマーク、マンション環境性能表示、貨物輸送評価制度 等
都庁の率先行動	スマートエネルギー都庁行動計画、省エネ・再エネ東京仕様、東京都グリーン購入推進方針、東京都グリーン購入ガイド、東京都建設リサイクルガイドライン、東京都環境物品等調達方針（公共工事） 等

◆(公財)東京都環境公社との連携

- ▶ 中小規模事業所や家庭に対する省エネ対策の連携、保全地域の維持管理の実施
- ▶ 東京都環境科学研究所による調査研究の実施。一方で水素エネルギーなど近年の環境行政におけるテーマへの取組が不十分

あるべき姿

- 多様な主体と連携した環境配慮への取組が進むとともに、世界の諸都市との環境施策における協力が活発に行われている。
- 都民の日常行動や企業の事業活動に環境配慮が組み込まれるとともに、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- 都と公社が強固な連携の下、環境施策を推進している。特に公社の一部門である環境科学研究所においては、研究などの機能が充実し、都の施策展開をバックアップしている。

1 多様な主体との連携

目標

- 区市町村やNGO/NPOなど多様な主体との連携による取組を推進する。
- 九都県市や大都市会議等で協働して取り組む施策を拡大・発展させる。
- 世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力を推進する。

主な施策の方向性

区市町村との連携強化

- ▶ 地域の特性や資源を生かした環境への取組を促進するため、東京都の広域的な環境課題の解決にも資する区市町村の施策を引き続き支援

国際環境協力の推進

- ▶ 北京市などのアジアの諸都市等と連携を強化し、国際会議への参加や研究員の相互派遣など、都の持つ経験やノウハウを生かして政策・技術協力を充実・強化

【世界の諸都市との政策・技術協力例】



2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進

目標

- 規制、誘導など多様な手法により環境配慮の具体化・内在化を推進する。
- 次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会等の積極的な提供を行う。
- 都民・事業者へ環境施策が浸透し環境配慮行動が実践されるよう、環境広報を充実・強化する。

主な施策の方向性

次世代の人材育成等

- ▶ 企業、関係団体、区市町村等との連携を図り、ESDや生涯学習などを推進するとともに、学校教育と連携した環境学習を更に充実

【小学校での環境学習講座】



新たな環境施策を推進するための広報展開

- ▶ ターゲットに応じた広報媒体を効果的に利用するなどメディアアドバイザーの専門的な視点を活用した広報を展開

【広報展開(イメージ)】



3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実

目標

- 都と公社の連携を強化するとともに、公社における人材の確保や体制の整備を進める。
- 環境科学研究所における研究機能を強化し、人材交流などを通じ技術力を向上させる。

主な施策の方向性

- ▶ 効果的に都の政策を支援するため、都と環境公社との連携を更に深めていく。

公社等との連携強化

【水素イメージキャラクター】

